

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 日米協
議委員会開催関係

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43729

(21) 日米協議委員会

機能拡大

交授公文

極秘

2部
3部

沖縄に関する日米協議委員会
の機能拡大

昭和40 330

アメリカ局

1. 3月13日米国大使館より、下記の提案がなされた。

(1) 交換公文には、佐藤、ジョンソン共同声明をそのまま取入れることとする。米側としても機能拡大の範囲をある程度具体的に定義することを考えたが、これはまわめて困難なことであり、共同声明の表現（沖縄住民の安寧の向上を図るために、日米両国が協力しうる他の問題）をそのまま取入れ、具体的な議題は、協議委員会開催の都度両国政府間で協議する方が望ましいと考える。

(2) 上記の交換公文のほかに、米国側より下記の趣旨を日本側に通報する。ただし、これは極秘とし、外部に^は発表しない。

(1) 協議委員会の機能拡大に関する日米間の合意は、平和条約第3条による米国の権利

を変更するものではない。

- (ロ) 協議委員会の議題は、事前に十分協議することとし、協議会の討議内容は、両者が合意したものを除き秘密とする。

以上に対しわが方より、交換公文の表現を共同声明どおりとし、討議の範囲をできる限り広くするとの考えには賛成である。日本側としては、協議委員会を施政権返還交渉の場とするとの考えはない。上記(2)(イ)がそのような趣旨を意味するものであるならば、問題はないと思う。しかし、交換公文の表現を抽象的にして、できる限り広範な問題を討議しうることとしながら、上記(2)(イ)によつて、米国の施政権に関係するといふ理由で、実際の討議内容を制限することを意図しているのであるならば、日本側の意志に反することとなると述べたところ、先方は、上記(2)(イ)はそのような趣旨ではなく、第1には、協議委員会は施政権返還交渉の場ではないこと。第2には、米国の沖縄施政権に関する基本的な

立場を確認するにすぎないもので、協議委員会の討議内容を実質的に制限することを意図しているものではない。しかし、この点は、本国政府の確認を求めるところとする。重要なことは、なんらの事前の協議もなしにある問題が協議委員会に出され、それについて日米間の意見が相違して、その結果が外部に洩れるというような事態はあくまで避けるべきであるという点に存すると述べた。

- 2 上記の経緯をアメリカ局長より総理に報告したところ、総理は、「米國が施政権をもつてゐることは当然のことであるが、同時に日本が潜在主権をもち、沖縄住民が日本國民であることは米國も認めてゐるところである。従つて、日本政府が自國民である沖縄住民の安寧の向上についていろいろの意見を表現するのは当然のことであり、米國政府もそのような日本政府の意見には卒直に耳を傾けるべきである。ジョンソン大統領と自分との会談は、このような精神で

行なわれたものである。今後の協議委員会は、あくまでこの精神をもとにして運営されるべきであつて、米国側が日本政變のいうことを面樹臭がるといふようなことでは困る。この点をあらためて米国側に申し入れるべきである。」と述べられた。

よつてアメリカ局長は、米大使館エマーソン公使を招致し、上記の総理の御意向をライシ・ワー大使並びに本国政府に伝達方を求めた。

3月27日ライシ・ワー大使は貴田次官に対し、総理のいわれることはまことにともつともであり、自分としても総理と全く同意見であり、新しい協議委員会ではなんでも互に卒直に話合ふべきであると考えており、また本国政府も自分と全く同様の考えであると述べた。

- 3 以上により米国政府の考えも明らかとなつたので、来たる4月2日(金)の閣議に、交換公文の閣議決定を求めるといふたい。

なお、米国の施政権には変更がないという趣旨の書簡は、米側が一方的に出すもので、日本側でこれに対しなんらの回答をする必要のないものであるから、閣議には提出せず、また外部に対しては一切公表しないことといたしたい。

極秘

沖縄の国境の米防衛を米軍が担うこと、

~~沖縄の防衛~~

~~を除いて、一切極秘としたいとの意向が非公式に表明された。~~

アメリカ局

1. 4. 20

3月13日米国外務省より、下記の提案がなされた。

1) 交換公文には、佐藤、ジョンソン共同声明をそのまま取入れることとする。米側としても機能拡大の範囲をある程度具体的に定義することを考えたが、これはきわめて困難なことであり、共同声明の表現（沖縄住民の安寧の向上を図るために、日米両国が協力しうる他の問題）をそのまま取入れ、具体的な議題は、協議委員会開催の都度両国政府間で協議する方が望ましいと考える。

米軍側はたいてい秘密

2) 上記の交換公文のほか、~~下記を日米間で確認する。~~ ~~ただし、これは極秘とし、外部には発表しない。~~

1) 協議委員会の機能拡大に関する日米間の合意は、~~米軍が沖縄において保有している完全な施政上の責任と決定権限~~を変更する

平和条約締結による米軍の撤退

ものではない。

(四) 協議委員会の議題は、事前に十分協議することとし、協議会の討議内容は、両者が合意したものを除き秘密とする。

以上に対しわが方より、交換公文の表現を共同声明どおりとし、討議の範囲をできる限り広くするとの考えには賛成である。日本側としては、協議委員会を施政権返還交渉の場とするとの考えはな^り、~~また協議委員会の権限を拡大することによつて、日本が米国の施政権に法律的にも介入し、沖縄を日米兩國の共同管理の下におくといふようなことを考えているわけではな~~

~~い。~~上記(2)(1)がそのような趣旨を意味するものであるならば、問題はないと思う。しかし、交換公文の表現を抽象的にして、できる限り広範な問題を討議しうることとしながら、上記(2)(1)によつて、米国の施政権に関係するといふ理由で、実際の討議内容を制限することを意図しているのであるならば、日本側の意志に反することとなると述べたところ、先方は、上記(2)(1)は

そのような趣旨ではなく、第1には、協議委員会は施政権返還交渉の場ではないこと。第2には、米国の沖縄施政権に関する基本的な立場を確認するにすぎないもので、協議委員会の討議内容を実質的に制限することを意図しているものではない。しかし、この点は、本國政府の確認を求めることとする。重要なことは、なんらの事前の協議もなしにある問題が協議委員会に出され、それについて日米間の意見が相違して、その結果が外部に洩れるというような事態はあくまで避けるべきであるという点に存すると述べた。

4. 3月22日推名大臣を来訪したライシ+ワ一大使は、前記と同様、交換公文の表現は、共同声明と同様抽象的な表現を志したい旨を述べた。

主管課長へ

本電主管、配付先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡こう

電信写

(配布先〇印)

大	政務次官	外務省
臣	官	官
(総)	人。文。書。	
係	会。電。厚。	
(国)	参。調。	
交	。資。	
(通)	イ。ト。東。	
長	。緒。中。西。	
米	イ。ト。南。	
長	。北。南。	
歐	参。英。東。	
長	。西。東。	
近	近。	
ア	ア。	
経	次。統。政。ラ。	
長	。参。調。一。通。ス。	
経	。協。一。國。米。近。	
協	。二。カ。	
長	参。技。賠。賠。	
長	。協。審。業。賠。	
長	。経。賠。経。	
条	参。協。規。	
長	。参。規。	
国	会。経。科。	
長	。政。社。専。	
(情)	参。内。才。	
長	。査。外。	
文	文。文。	
長	一。二。	
移	参。撰。旅。	
長	。総。旅。	

TA 10636 半紙
 年 月 日 時
 6 04 02 2010 時
 年 月 日 時
 6 04 03 1020 時
 外務大臣殿

フント

武内 大 領 領 領 領

件名 沖縄に関する日米協議委員会の
機能拡大のための書簡交換について

第 885 号 (平) 略 略

2日正午、外務省マクロスキー、スポークスマンはプレスブリーフィングにおいて、沖縄に関する日米協議委員会の機能拡大のための書簡が東京において交換された旨、発表し書簡のテキストも公表した。その際右は、佐々総理訪米に際しての合意の項実施の一環たる旨述べた。発表に当たって記者側より東京でも同様の発表が行われたかの質問があった。

4/25 (2)

(3)

協議委員会の機能拡大を定める
書簡交換式出席者

昭和40. 4. 2

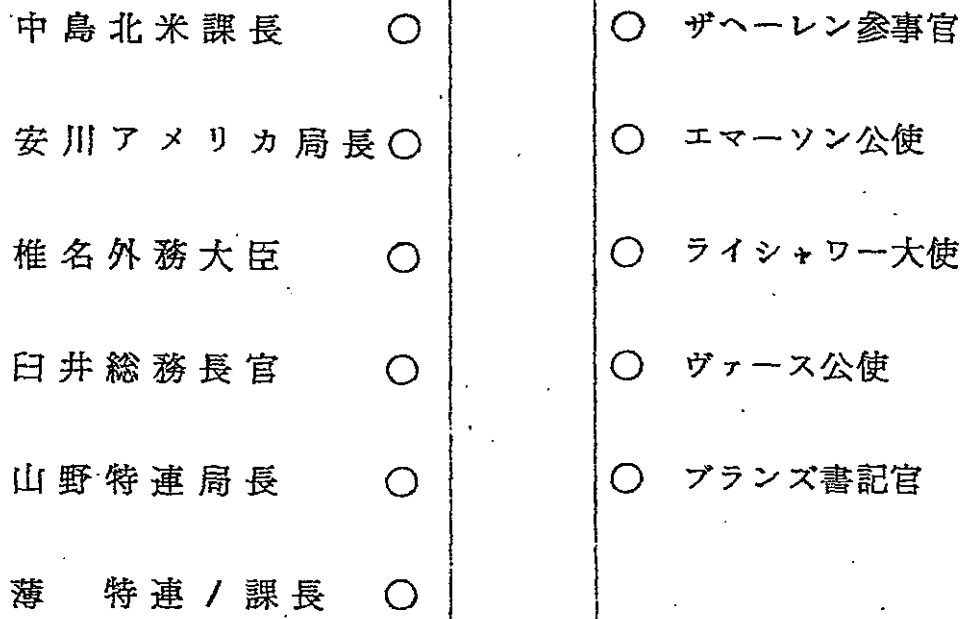
日本側

椎名悦三郎	外務大臣
臼井 荘一	総理府総務長官
安川 壯	外務省アメリカ局長
山野 幸吉	総理府特別地域連絡局長
中島 信之	外務省アメリカ局北米課長
薄 津芳	総理府特別地域連絡局第1課長

米 側

エドウィン・O・ライシャワー	駐日米国大使
ジョン・K・エマーソン	米国大使館公使
ローレンス・O・ヴァース	米国大使館公使
オーウェン・J・ザヘーレン	米国大使館参事官
ウィリアム・H・ブランズ	米国大使館 / 等書記官

出席者座席配置図



COPY

(Translation)

Tokyo, April 2, 1965

Monsieur l'Ambassadeur:

I have the honour to refer to Your Excellency's Note of today's date, which reads in the Japanese translation thereof as follows:

"I have the honor to refer to the discussions concerning the Ryukyu Islands between Prime Minister Sato and President Johnson in Washington, January 12, 1965, and to confirm on behalf of my Government the understanding that the functions of the existing Japan-United States Consultative Committee, as set forth in Paragraph 2 of the Exchange of Notes of April 25, 1964, are broadened so that the Committee is enabled to conduct consultations not only on economic assistance to the Ryukyu Islands but also on other matters on which Japan and the United States can cooperate in continuing to promote the well-being of the inhabitants of the Islands.

I would appreciate it if you would confirm on behalf of the Government of Japan that the foregoing

His Excellency
Edwin O. Reischauer
Ambassador Extraordinary and
Plenipotentiary of the
United States of America to Japan

is also the understanding of your Government, and that the present Note and your Note in reply concurring in the understanding constitute an agreement between our two Governments."

I have the honour to confirm on behalf of the Government of Japan that the foregoing is also the understanding of my Government and that Your Excellency's Note and the present Note in reply constitute an agreement between our two Governments.

I avail myself of this opportunity to renew to Your Excellency, Monsieur l'Ambassadeur, the assurances of my highest consideration.

Etsusaburo Shiina
Minister
for Foreign Affairs
of Japan

Fan Min

Tokyo, April 2, 1965

No. 895

Excellency:

I have the honor to refer to the discussions concerning the Ryukyu Islands between Prime Minister Sato and President Johnson in Washington, January 12, 1965, and to confirm on behalf of my Government the understanding that the functions of the existing Japan-United States Consultative Committee, as set forth in Paragraph 2 of the Exchange of Notes of April 25, 1964, are broadened so that the Committee is enabled to conduct consultations not only on economic assistance to the Ryukyu Islands but also on other matters on which Japan and the United States can cooperate in continuing to promote the well-being of the inhabitants of the Islands.

His Excellency

Etsusaburo Shiina,

Minister for Foreign Affairs

of Japan.

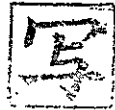
I would appreciate it if you would confirm on behalf of the Government of Japan that the foregoing is also the understanding of your Government, and that the present Note and your Note in reply concurring in the understanding constitute an agreement between our two Governments.

Accept, Excellency, the renewed assurances of my highest consideration.

日本国外務大臣 椎名悦三郎（自署）

日本國駐在アメリカ合衆國特命全權大使

エドウィン・ロ・ライシャワー閣下



書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、日本國による駅文が次のとおりである本日付けの閣下の書簡に言及する光榮を有します。

本使は、千九百六十五年一月十二日にワシントンにおいて佐藤内閣總理大臣とジョンソン大統領との間で行なわれた琉球諸島に関する会談に言及するとともに、千九百六十四年四月二十五日付けの交換公文に掲げる現存の日本國・合衆國協議委員会の機能は、同委員会が琉球諸島に対する經濟援助についてのみならず、同諸島の住民の安寧を引き続き向上させるため日本國及び合衆國が協力することができるその他の事項についても協議することができるように拡大されるとの了解を本國政府に代わつて確認する光榮を有します。

本使は、閣下が、前記の了解が貴國政府の了解でもあること並び

にこの書簡及び前記の了解に同意する閣下の返簡が両政府間の合意を構成することを日本国政府に代わつて確認されれば幸いでありま
す。

本大臣は、前記のことが本國政府の了解でもあること並びに閣下の書簡及びこの返簡が両国政府間の合意を構成することを日本国政府に代わつて確認する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十五年四月二日に東京で

秘 封

アメリカ局長

参事官

北米課長

協議委員会の機能拡大に

関する交換公文に関する読売

社説について。

40.4.5
米、北

4/4月5日 在京米大使館から一任参事官より、

中島北米課長に対し、

本日の読売社説は4月2日に署名交換

された協議委員会の機能拡大に関する

書簡に関する、書簡は

「住民の安寧を引き続き向上させるため……」

…その他の事項についても協議するところであり、

とあり、佐藤・ジョニソンの共同声明の

「住民の福祉が「住民の安寧」に変わ

つただけで、具体的な前進はない。」

期待されるような自治権の拡大を

含む政治、行政、経済社会の全般に亘る協

議の保証がないことは何とにも遺憾という

ほかない。

日本側が当面する軍事緊張におきいて、積

極的交渉の努力を惜しんが"としたら、責め

ら"によい。 ^(平の用係印の英文) 今回の交渉公報は共同声明と同文と異なるものの
と報じているが、 ^(日本文は異なるが) 日本文は異なるが

と報じているが、 ~~どうして経済で~~ のよう

~~な社説が~~ であるように ~~あり~~ とい

債向があった。

2) 北米課長より、

一月の共同声明の際、 ^(日本文後記の) well-being は福祉、
^(其後共同声明と社会の委員会等上提出打録の) と訳すに発表されたが、 ^(その訳文を検討) 普通日本では

welfare と福祉と訳してゐるが、 ^(その中にある welfare) 二はと
^(条約局とも打合せの上) 区別する趣旨で well-being を安寧

極秘

タイプ指示	発信用	執務用	計
主 信	1	1	2
付	別添 1~5		
属			

発送日	昭和40年4月7日	
発信	タイプ	検査

文書課長 (公) 公 信 案 (分類)

公 信 番 号 米比 第 508 号 公 信 日 付 昭和 40年 4月 6日

大 目 政 務 次 官 事 務 次 官 外 務 審 議 官 官 房 長	主 管 アメリカ局長 参 事 北 米 課 長	起 案 昭 和 40年 4月 5日 起 案 者 渡辺 電話番号 671
---	---------------------------------	--

受 信 者 在 米 武 内 大 使	発 信 者 推 名 大 臣
----------------------	------------------

写 送 付 先	(希 望 発 送 日) 月 日
---------	--------------------

件 名
協 議 委 員 会 の 執 能 拡 大 を 定 め る 交 換 公 文 に つ い て

GA-2

外 務 省
6 263

回 覧 番 号

米北第388号

昭和40年4月6日

在米大使殿

外務大臣

協計委員会の機能拡大を定めた交換公文について、

4月2日 本大臣とライチャウ-在京米大使との間で交

換した 冲縄に関する協計委員会機能拡大を定

(写別添1,2,3)

めた書簡及び、その交換に先立ち、ライチャウ-大使より

黄田次方及び書簡(写別添4)を以て送達された不

公表覚書(写別添5)を、参考資料として送付する。

付属物整理

琉球諸島に関する日米協議委員会の機能の拡大に関するア

メリカ合衆国政府との間の書簡の交換に関する閣議決定(案)

琉球諸島に関する日米協議委員会の機能の拡大に関し、別紙の

案の書簡をアメリカ合衆国政府との間に交換することとする。

(別紙)

(合衆国側書簡) (案)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、千九百六十五年一月十二日にワシントンにおいて佐藤内閣總理大臣とジョンソン大統領との間で行なわれた琉球諸島に関する会談に言及するとともに、千九百六十四年四月二十五日付けの交換公文²に掲げる現存の日本国・合衆国協議委員会の機能は、同委員会が琉球諸島に対する経済援助についてのみならず、同諸島の住民の安寧を引き続き向上させるため日本国及び合衆国が協力することができるその他の事項についても協議することができるとの拡大されるとの了解を本国政府に代わつて確認する光榮を有します。

本使は、閣下が、前記の了解が貴国政府の了解でもあること並びにこの書簡及び前記の了解に同意する閣下の返簡が両政府間の

合意を構成することを日本国政府に代わつて確認されれば幸いです。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

(日本側書簡) (案)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、日本語による訳文が次のとおりである本日付けの閣下の書簡に言及する光榮を有します。

(合衆国側書簡)

本大臣は、前記のことが本国政府の了解でもあること並びに閣下の書簡及びこの返簡が両国政府間の合意を構成することを日本国政府に代わつて確認する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

(DRAFT)

(Japanese Note)

(Translation)

Monsieur l'Ambassadeur:

I have the honour to refer to Your Excellency's Note of today's date, which reads in the Japanese translation thereof as follows:

"(U.S. Note)"

I have the honour to confirm on behalf of the Government of Japan that the foregoing is also the understanding of my Government and that Your Excellency's Note and the present Note in reply constitute an agreement between our two Governments.

I avail myself of this opportunity to renew to Your Excellency, Monsieur l'Ambassadeur, the assurances of my highest consideration.

(DRAFT)

(U.S. Note)

Excellency:

I have the honor to refer to the discussions concerning the Ryukyu Islands between Prime Minister Sato and President Johnson in Washington, January 12, 1965, and to confirm on behalf of my Government the understanding that the functions of the existing Japan-United States Consultative Committee, as set forth in Paragraph 2 of the Exchange of Notes of April 25, 1964, are broadened so that the Committee is enabled to conduct consultations not only on economic assistance to the Ryukyu Islands but also on other matters on which Japan and the United States can cooperate in continuing to promote the well-being of the inhabitants of the Islands.

I would appreciate it if you would confirm on behalf of the Government of Japan that the foregoing is also the understanding of your Government, and that the present Note and your Note in reply concurring in the understanding constitute an agreement between our two Governments.

Accept, Excellency, the renewed assurances of my highest consideration.

琉球諸島に関する日米協議委員会の機能の拡大に関するア

メリカ合衆国政府との間の交換公文の要綱

両国政府は、昭和四十年一月に佐藤総理大臣とジョンソン大統領との間に行なわれた会談に関し、昭和三十九年四月二十五日付けの交換公文²に掲げる日米協議委員会の機能を、琉球諸島に対する経済援助についてのみならず、引き続き住民の安寧の向上を図るため日米両国が協力しうる他の事項についても協議しうるよう拡大するとの了解を確認する。

琉球諸島に関する日米協議委員会の機能の拡大に関するアメリカ合衆国政府との間の書簡の交換に関する説明資料

一 現在、日米間には、昨年四月二十五日付けの日米両国政府間の交換公文に基づいて、琉球諸島に対する援助供与についての協力に関する両国政府の政策調整を任務とする協議委員会が設置されているが、わが国が琉球諸島に対して潜在主権を有すること及び琉球諸島の住民が日本国民たる地位を有すること等にかんがみ、広く琉球諸島の住民の安寧の向上に関する問題について一層緊密に米国政府と協議し、協力することを希望する旨をかねてより米国政府に申し入れてきた。

二 しかるところ本年一月の佐藤総理大臣とジョンソン大統領との会談において、現存の日米協議委員会が今後は経済援助の問題にとどまらず、同諸島の住民の安寧の向上を図るために両国が協力しうる他の事項についても協議しうるように、同委員会の機能を

拡大することについて原則的に意見の一致をみたことは、一月十三日の兩國共同声明において明らかにされたが、今般、この共同声明の趣旨に従つて協議委員会の機能を拡大するための取極の案文につき、兩政府間の話合いが妥結したので近く本大臣と米側ライシャワー駐日大使との間でこのための書簡を交換することといふたい。

三 今回の取極は、協議委員会の機能を琉球諸島に対する經濟援助の問題にとどまらず、引き続き同諸島の住民の安寧の向上を図るために日米兩國が協力しうるその他の問題についても協議しうるよう拡大することを定めており、協議委員会が具体的にいかなる問題を取り上げるかは、今後の協議委員会の運営を通じて定められていくこととなるが、いやしくも沖縄住民の安寧の向上に関する問題であれば、自治権拡大に関するものを含め、広く討議の対象としうるものと解される。

なお、施政権返還問題は、「琉球諸島の住民の安寧を引き続き向上させるため日本国及び合衆国が協力することができると他の事項」の中には直接には含まれないので、機能拡大後も協議委員会の討議の対象とはならない。

(参考一)

昭和四十年一月十三日付けの佐藤総理大臣とジョンソン大統領との共同声明(抜粋)

両者(大統領と総理大臣)は、琉球諸島に対する援助に関する日米間の協力体制が円滑に運営されていることに満足の意を表明し、現存する日米協議委員会が、今後は琉球諸島に対する経済援助の問題にとどまらず、引き続き琉球諸島の住民の安寧の向上を図るために両国が協力しうる他の問題についても協議しうるように、同委員会 の機能を拡大することについて、原則的に意見の一致をみた。

(参考二)

(昭和三十九年四月二十五日付けの大平外務大臣とエマソン
駐日臨時代理大使との間の交換公文)

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、琉球諸島の経済開発並びに琉球諸島の住民の福祉及び安寧を増進するための援助の供与についての両政府間の協力に關し明確な取極を行なうことについて両政府の代表者の間で行なわれた討議に言及し、かつ、その討議の結果として両政府間で到達した次の了解を日本国政府に代わつて確認する光榮を有します。

- 1 (a) 日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、琉球諸島の経済開発並びに琉球諸島の住民の福祉及び安寧を増進するための経済及び技術援助を供与することについて、引き続き協力する。
- (b) 日本国政府の援助は、この目的のために予算で認められた資

金から供与され、この資金の支出は、日本国の関係法令に従う。

2 日本国については、首席代表としての外務大臣及び総理府総務長官により、並びにアメリカ合衆国については、日本国駐在合衆国大使により構成される協議委員会を設置する。協議委員会は、琉球諸島の経済開発並びに琉球諸島の住民の福祉及び安寧を増進するための経済及び技術援助を供与することについての協力に關し、両政府の政策を調整するため、いずれか一方の政府の要請に基づき隨時会合する。両政府の前記の政策の調整は、次のとおりとする。

- (a) 琉球諸島の経済開発及び社会福祉の進展を毎年検討すること
- (b) 短期及び長期の必要を検討すること並びに
- (c) 日本国政府が日本国の次会計年度において供与する援助の計画に關し、予算で認められた資金が利用できることを条件として、及び1(b)の規定に従い、並びに合衆国政府が供与している

援助に妥当な考慮を払つて、合意すること

3 議長としての琉球諸島高等弁務官の代表者一人、日本国の総理府総務長官が指名する政府職員一人及び琉球政府行政主席又はその代表者一人により構成される技術委員会を設置する。

技術委員会は、日本国政府が琉球諸島に対して供与する経済及び技術援助の運営及び実施に伴つて生ずる問題を検討するため、この取極のいずれか一方の当事者の要請に基づき隨時会合する。技術委員会は、この取極に基づく手続上の取極で指定することがある他の任務を遂行する。

4 日本国政府が琉球政府による使用のために提供する資金により取得される器材及び施設、日本国政府が琉球諸島に供与する器材及び施設又は琉球諸島で実施される日本国政府の技術援助は、琉球政府が、2の規定に従い、かつ、琉球諸島で適用される法令及び手続に従い、並びに日本国政府が琉球諸島に供与する援助の計

画に関する実施取極に従つて、使用し、建設し、維持し、又は管理する。前記の器材及び施設に対する権原は、日本国政府と合衆国政府との間で特に別段の合意を行なう場合を除くほか、琉球政府に帰属する。

本大臣は、貴官が、前記の了解が貴国政府の了解でもあること並びにこの書簡及び前記の了解に同意する貴官の返簡が両政府間の合意を達成することをアメリカ合衆国政府に代わつて確認されれば幸いです。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かつて敬意を表します。

(合衆国側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本官は、英語による訳文が次のとおりである本日付けの閣下の書簡に言及する光榮を有します。

(日本側書簡)

本官は、前記の了解を本国政府に代わつて確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成することを確認する光榮を有します。

本官は、さらに、アメリカ合衆国政府は、琉球諸島の經濟開発並びに琉球諸島の住民の福祉及び安寧を増進するための經濟及び技術援助の供与についての日本国政府の協力を求めたので、そのような援助の供与についての日本国政府の協力を歓迎する旨を申し述べる

光榮を有します。合衆国政府は、極東における平和の擁護における指導的地位に伴う嚴肅な責任を遂行するにあたり、日本国との平和条約第三條の規定に従つて琉球諸島の施政を行なう責務を引き受けることが必要であると認めたとあります。自由世界の安全保障上の利益が、琉球諸島を日本国の完全な主権の下へ復帰せしめることを許す日を待望しております。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。